

参考様式第 3 0 及び参考様式第 3 3 の別添 3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 15 - 2 - 17
要綱上の事業名称	(20) 防災行政無線整備
細要素事業名	衛星携帯電話整備事業
<p>津波復興拠点整備事業で整備する防災拠点において、災害時に各地区の状況把握や避難所との情報連絡などの情報伝達手段を多重的に確保するため、市内各地の防災拠点・避難施設に衛星携帯電話を整備し、震災に強いまちづくりを促進するものである。</p> <p>■工事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校、拠点避難所、庁舎等への携帯携帯電話の整備 22箇所 <p>■設置位置図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙のとおり <p>■事業費（平成25年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星携帯電話整備費一式 8,177千円 	

※ この様式は、原則として、参考様式第 3 0 及び参考様式第 3 3 の別添 2 に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★D17-7-1
要綱上の事業名称	(16) 学校就学環境整備事業
細要素事業名	釜石市立鶴住居小学校・釜石東中学校仮設校舎、鶴住居幼稚園仮設園舎用地借用事業
全体事業費	13,439 (千円)
<p>1 事業の目的・内容 津波により被災した標記小中学校・幼稚園について、鶴住居地区での仮設校舎・園舎の運営に当たり、同地区の津波被害のなかった安全な土地を借地して学校運営を行うため、必要な用地賃借料を申請するもの。</p> <p>2 基幹事業との関連性 当該小中学校・幼稚園は、鶴住居地区土地区画整理事業対象地区を学区とする小中学校及び地区内の幼稚園であり、当該地区に設置することにより人口流出を防止し、区画整理事業の進捗を図るもの。 なお、区画整理地区内に居住を検討している住民からも、同地区内への校舎・園舎の設置について要望があったもの。</p> <p>3 事業費の内訳 (総事業費 67,553千円) (1) 鶴住居小学校・釜石東中学校仮設校舎用地賃借料 13,034千円 (26,069千円×0.5年間) (平成25年10月～平成26年3月) (※仮設校舎は平成28年度末まで使用予定) (2) 鶴住居幼稚園仮設園舎用地賃借料 405千円 (988千円×0.41年間) (平成25年11月～平成26年3月) (※仮設校舎は平成28年度末まで使用予定)</p> <p>4 その他 (1) 公有地に設置できない理由 同地区の公有地には仮設住宅等が建設され、学校施設を設置できないため。なお、鶴住居地区においては、津波被害により小・中学校、幼稚園が被災しており、同じ場所に校舎・園舎を再建できない。 (2) 敷地面積 ① 小・中学校は合計30,543.17㎡であり、被災前保有面積 (合計50,854㎡) 及び災害復旧対応面積 (合計31,388㎡) を下回る最小限の広さとしている。 ② 幼稚園は2,362㎡であり、被災前の面積 (1,979㎡) に加え、仮設住宅の建設等により身体を動かす場所が不足している状況に対応するため、運動スペース等を確保した上での必要最小限の広さとしている。 (3) 賃借料 釜石市行政財産使用料条例を基に算定されている。 (計算式) ① 小・中学校 (不動産単価約15,058円/㎡×賃借料率0.05×面積30,543.17㎡) +固定資産税相当額3,073,620円=26,069千円/年) ② 幼稚園 (不動産単価約 7,610円/㎡×賃借料率0.05×面積 2,362㎡) +固定資産税相当額 89,304円= 988千円/年)</p>	

※この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※「全体事業費」は、細要素事業 (当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。) について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。